



# 鳥取県公報

平成12年12月19日(火)  
第7242号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	町の区域の新設等（市町村振興課）.....	1
	家畜伝染病の発生（畜産課）.....	2
	土地改良区の役員の退任（耕地課）.....	3
	保安林の指定の解除（森林保全課）.....	3
	開発行為に関する工事の完了（都市計画課）.....	3
	総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）.....	3
	鳥取県収納代理金融機関の位置の一部改正（会計課）.....	4
選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数.....	5
調達公告	随意契約の相手方の決定（会計課）.....	5
正 誤	平成12年5月26日付鳥取県規則第77号中訂正.....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第700号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による鳥取市緑ヶ丘南土地区画整理組合が行う鳥取市緑ヶ丘南土地区画整理事業の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する町の名称	同左の区域（平成11年7月21日現在の地番による。）
緑ヶ丘一丁目	徳尾字開発117の2、119の1、119の7及びこれらと一体をなす国有地 徳尾字常念田127の3、128の1、128の6、130の17及びこれらと一体をなす国有地 徳吉字下崎高下526の1、527の1及びこれらと一体をなす国有地 徳吉字弥三郎田532の4、532の22、532の23、534の6及びこれらと一体をなす国有地 徳吉字二ツ隈536の4、538の2、539の3、539の4、540の28、540の29、540の61、540の63、540の71から540の77まで、543の3及びこれらと一体をなす国有地 古海字鶴田708の2 古海字東開発ノ-736の1、737の7、738、739、740の1、741、743の1及びこれらと一体をなす国有地並びに743の3と一体をなす国有地の一部

	古海字上鷹津837の1、838、839、839の2、851及びこれらと一体をなす国有地 古海字鷹津東850の1、850の2、850の5及びこれらと一体をなす国有地並びに893の5、 893の9、893の12、893の13と一体をなす国有地 古海字鷹津の全域 古海字大久保田856の1、856の5、856の6、857、858、860の1、860の11、861、862の 1、862の2、864及びこれらと一体をなす国有地 古海字下鷹津865の1、865の2、866の3、866の8、866の11、866の15、866の16、866の 18、866の20から866の22まで、866の24、869の27及びこれらと一体をなす国有地
--	--

新たに画する町の 名称	同左の区域（平成11年7月21日現在の地番による。）
徳尾字開発	徳尾字開発のうち117の2、119の1、119の7及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
徳尾字常念田	徳尾字常念田のうち127の3、128の1、128の6、130の17及びこれらと一体をなす国有地 以外の区域
徳吉字下崎高下	徳吉字下崎高下のうち526の1、527の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
徳吉字弥三郎田	徳吉字弥三郎田のうち532の4、532の22、532の23、534の6及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域
徳吉字二ツ隈	徳吉字二ツ隈のうち536の4、538の2、539の3、539の4、540の28、540の29、540の61、 540の63、540の71から540の77まで、543の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
古海字鶴田	古海字鶴田のうち708の2以外の区域
古海字東開発ノ一	古海字東開発ノ一のうち736の1、737の7、738、739、740の1、741、743の1及びこれ らと一体をなす国有地並びに743の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
古海字上鷹津	古海字上鷹津のうち837の1、838、839、839の2、851及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域
古海字鷹津東	古海字鷹津東のうち850の1、850の2、850の5及びこれらと一体をなす国有地並びに893 の5、893の9、893の12、893の13と一体をなす国有地以外の区域
古海字大久保田	古海字大久保田のうち856の1、856の5、856の6、857、858、860の1、860の11、861、 862の1、862の2、864及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
古海字下鷹津	古海字下鷹津のうち865の1、865の2、866の3、866の8、866の11、866の15、866の16、 866の18、866の20から866の22まで、866の24、869の27及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域

廃止する字の名称	古海字鷹津
----------	-------

## 鳥取県告示第701号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した  
旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛	患 畜	2	鳥取市松上3-2	平成12年12月11日

**鳥取県告示第702号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 前 田 徳 光 東伯郡東伯町大字中尾164

平成12年12月4日退任

**鳥取県告示第703号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町飯戸字大野1521の7・1521の92・1525の67（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
火災の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第704号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成12年6月20日鳥取県指令都計3 - 2第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都足立区西綾瀬二丁目33 - 17  
株式会社江戸一  
代表取締役 小池 敏孝

**鳥取県告示第705号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告

示する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 建築主  
倉吉市葵町722  
倉吉市  
倉吉市長 早川 芳忠
- 2 一団の土地の区域  
(1) 位置 倉吉市上余戸486 - 1  
(2) 面積 8,562.17平方メートル
- 3 建築物の数  
(1) 認定に係る建築の数 21棟 (4の用途5棟、その他16棟)  
(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし
- 4 認定に係る建築物の主たる用途、構造及び規模  
(1) 主たる用途 共同住宅  
(2) 構 造 鉄筋コンクリート  
(3) 規 模 3階建  
建築面積 2,351.49平方メートル  
延べ面積 5,338.45平方メートル
- 5 関係図書の縦覧場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県土木部建築課

#### 鳥取県告示第706号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
3 鳥取県収納代理金融機関			3 鳥取県収納代理金融機関		
店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称	店 舗 の 名 称	位 置	収納金を納付すべき指定金融機関の店舗の名称
略			略		
株式会社 鳥取銀行	略	略	株式会社 鳥取銀行	略	略
	米子東支店			米子市中島 二丁目	
略			略		
略			略		

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第99号

平成12年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,815であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成12年12月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年12月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 財務・物品管理システムの開発 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成12年11月27日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 81,396,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局 鳥取県出納局会計課  
の名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

## 正 誤

平成12年5月26日公布の鳥取県規則第77号（鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

誤

最 終 学 歴	
消 防 歴 (消防学校歴を 含む。)	
一 般 歴	
特 技	
賞 罰	

を

消 防 歴 (消防学校歴を 含む。)	
一 般 歴	
特 技	

正

最 終 学 歴	
消 防 歴 (消防学校歴を 含む。)	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
一 般 歴	年 月
	年 月
	年 月
特 技	
賞 罰	

を

消 防 歴 (消防学校歴を 含む。)	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
一 般 歴	年 月
	年 月
	年 月
特 技	